

（宛先）沼津市長

住 所
氏 名
電話番号

沼津市結婚新生活支援補助金交付申請書

沼津市結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚 姻 日	年 月 日			
2 夫婦の生年月日	世帯主	年 月 日	配偶者	年 月 日
3 費用内訳	住居費 (取得)	契約締結年月日	年 月 日	
		支払金額 (A)	円	
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日	
		支払金額 (B)	円	
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
		家賃 (年 月 月 ～ 年 月 月)	賃 料	円
			住宅手当	円
			実質負担額	円
		敷 金	円	
		礼 金	円	
		共 益 費	円	
		仲介手数料	円	
	小 計 (C)	円		
引越費用	引越(予定)日	年 月 日		
	支払金額 (D)	円		
合 計 (E) ((A) + (B) + (C) + (D))		円		
4 補助申請額	円			

（注）補助申請額は、合計（E）の額又は30万円（婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合には60万円）のいずれか低い額を記入し、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てること。

- 私及び配偶者は、過去にこの要綱に基づく補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていません。
- 世帯員全員が、沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者及び世帯員の個人情報を静岡県警察本部に照会することについて同意します。
- 当該申請について必要な場合には、沼津市が住民基本台帳、所得に関する資料、納税状況に関する資料及びその他公簿等を調査することについて同意します。
- 住宅を取得し、リフォームし、又は賃借した際の取引等に疑義があるときは、沼津市がその取引を調査することについて同意します。
- 補助金の交付決定の日から起算して1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があります。
- 補助金の交付がなされた場合は、その効果を測定するための調査に協力します。

(確約の場合には、□にレ点を記す。)